

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項について

長期収載品の選定療養費とは

長期収載品の選定療養費とは、令和6年の診療報酬改正により令和6年10月1日から導入された制度で、患者さんが後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の4分の1を自己負担していただく仕組みです。

※選定療養費には別途消費税も必要となります。

対象となる場合

後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率50%以上を超える長期収載品で、外来患者さんが対象となります。

（外来患者さんの院内処方、院外処方が対象です）

入院患者さんの処方や医師が医療上の必要性がある判断した場合、後発医薬品の提供が困難な場合、または、バイオ医薬品については対象外となります。

負担金額

長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1となります。

選定療養費は保険給付ではないため、消費税が上乗せされます。

選定療養費分の自己負担額と保険給付分を併せてお支払いいただきます。

詳細は厚生労働省ホームページ[後発医薬品のある先発医薬品\(長期収載品\)の選定療養費について](#)をご覧ください。

令和6年10月1日

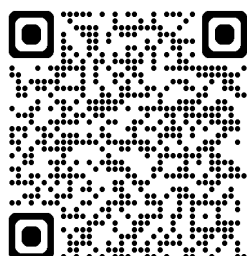
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare